

下田市公益通報に関する規則（令和4年5月31日規則第18号）

最終改正:

改正内容:令和4年5月31日規則第18号 [令和4年6月1日]

○下田市公益通報に関する規則

令和4年5月31日規則第18号

下田市公益通報に関する規則

（趣旨）

第1条 この規則は、公益通報者保護法（平成16年法律第122号。以下「法」という。）の施行に伴い、下田市（以下「市」という。）における公益通報の手続その他公益通報を適切に処理するために市が講ずべき措置等に関し、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 市職員 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第3条第2項に規定する一般職に属する市の職員及び同条第3項第3号に規定する特別職に属する市の職員をいう。
- (2) 市職員等 市職員及び次に掲げる者をいう。
  - ア 市が資本金、出資金その他これに準じるものを出資する団体及び市の外郭団体の役員及び職員
  - イ 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和60年法律第88号）第2条第2号に規定する派遣労働者（以下「派遣労働者」という。）で、市を役務の提供先とするもの
  - ウ 市との請負契約その他の契約に基づいて事業を行う事業者（以下「事業者」という。及び当該事業に従事している者
  - エ 地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により市の公の施設を管理する同項に規定する指定管理者（以下「指定管理者」という。）及び当該公の施設の管理の事業に従事している者
  - オ 次条第1項の規定に基づく公益通報の日前1年以内に一般職の職員又はアからエまでのいずれかであった者（アに規定する役員を除く。）
- (3) 外部労働者等 次のいずれかに該当する者のうち市職員等以外の者をいう。
  - ア 労働者（労働基準法（昭和22年法律第49号）第9条に規定する労働者をいう。以下同じ。）又は労働者であった者
  - イ 派遣労働者又は派遣労働者であった者
  - ウ 事業者が他の事業者との請負契約その他の契約に基づいて事業を行い、又は行っていた場合において、当該事業に従事し、又は当該通報の日1年に以内従事していた労働者若しくは労働者であった者又は派遣労働者若しくは派遣労働者であった者
  - エ 役員（法人の取締役、執行役、会計参与、監査役、理事、監事及び清算人並びにこれら以外の者で法令（法及び法に基づく命令をいう。）の規定に基づき法人の経営に従事している者（会計監査人を除く。）をいう。）

2 前項に規定するもののほか、この規則において使用する用語は、法において使用する用語の例による。

（市職員等からの公益通報）

第3条 市職員等は、職務上の行為に関し、次に掲げる事実を知り得たときは、市長に対し法第2条第1項に規定する公益通報をすることができる。

- (1) 法令（条例、規則等を含む。）に違反し、又は違反するおそれのある事実
  - (2) 市民の生命、身体、財産若しくは生活環境を害し、又はこれらに重大な影響を与えるおそれのある事実
  - (3) 前2号に掲げるもののほか、公益を害し、又は害するおそれがある事実
- 2 前項に規定する公益通報（以下「内部公益通報」という。）は、原則として、次に掲げる事項について書面、電子メール又はファックス（以下「書面等」という。）により総務課長に提出しなければならない。
- (1) 内部公益通報をする者の氏名、住所及び電話番号
  - (2) 通報対象事実の内容
  - (3) 通報対象事実に関係するものの氏名又は名称
  - (4) 前3号に掲げるもののほか、通報対象事実について知り得た事項
- 3 市長は、内部公益通報があったときは、次条第1項に規定する下田市内部公益通報調査委員会（同項を除き、以下「委員会」という。）に当該内部公益通報に係る事案の処理を命じなければならない。

（内部公益通報調査委員会）

第4条 内部公益通報に係る事案を公正に処理するため、下田市内部公益通報調査委員会を置く。

- 2 委員会は、委員7人で組織する。
- 3 委員は、副市長、教育長、企画課長、総務課長、出納室長、上下水道課長及び建設課長の職にある者をもって充てる。
- 4 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員長は副市長を、副委員長は教育長をもって充てる。
- 5 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 6 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。
- 7 委員は、自己、配偶者又は三親等以内の親族が関係する内部公益通報に係る事案の処理に関与することができない。
- 8 委員会の庶務は、総務課人事係において処理する。

（委員会による調査等）

第5条 委員会は、第3条第3項の規定により内部公益通報に係る事案の処理を命じられた場合においては、当該内部公益通報において通報対象事実とされた事実が通報対象事実と該当しないと認めるときを除き、市長が指名する職員を指揮して当該内部公益通報に係る事実につ

いての調査を行わなければならない。この場合において、委員会は、当該内部公益通報に係る事実についての調査を行う旨又は行わない旨を、直ちに市長に報告しなければならない。

- 2 市長は、委員会が内部公益通報に係る事実についての調査を行う場合はその旨を内部公益通報調査実施通知書(様式第1号)により、調査を行わない場合はその旨及びその理由を内部公益通報調査不実施通知書(様式第2号)により、当該内部公益通報のあった日の翌日から起算して20日以内に、当該内部公益通報をした者(以下「内部公益通報者」という。)に通知しなければならない。

(市職員の協力等)

第6条 市職員は、内部公益通報に係る事実についての調査のために委員会から求められたときは、協力しなければならない。

- 2 前項の規定により調査に協力した市職員は、その協力した調査に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(委員会による報告等)

第7条 委員会は、内部公益通報に係る事実についての調査が終了したときは、その結果について、必要な資料を添えて文書で市長に報告しなければならない。

- 2 市長は、前項の規定による報告があったときは、速やかに、当該報告を受けた調査の結果を内部公益通報調査結果通知書(様式第3号)により内部公益通報者に通知しなければならない。

(市長等による措置等)

第8条 市長は、前条第1項の規定による報告(以下「報告」という。)により通報対象事実があると認めるときは、違法行為の是正、告発その他の必要な措置及び再発防止のための必要な措置を講じなければならない。

- 2 前項の規定にかかわらず、報告が市長以外の市の執行機関又は議会(以下「市長以外の執行機関等」という。)に関するものであるときは、市長は、当該報告の内容を当該市長以外の執行機関等に通知しなければならない。

- 3 市長以外の執行機関等は、前項の規定による通知により通報対象事実があると認めるときは、違法行為の是正、告発その他の必要な措置及び再発防止のための必要な措置を講ずるものとする。

- 4 市長以外の執行機関等は、前項の措置を講じたときは、その内容を市長に通知するものとする。

- 5 市長は、第1項の措置を講じたとき、又は第3項の措置が講じられたときは、遅滞なく、その内容を内部公益通報措置実施通知書(様式第4号)により内部公益通報者に通知しなければならない。

(不利益取扱いの禁止)

第9条 内部公益通報者は、正当な内部公益通報をしたことを理由として、いかなる不利益な取扱いも受けない。

- 2 市長及び市長以外の執行機関等は、内部公益通報者が正当な内部公益通報をしたことを理由として不利益な取扱いを受け、又は受けるおそれがあると認めるときは、遅滞なく改善又は防止のための必要な措置を講ずるものとする。

- 3 市長は、内部公益通報者が正当な内部公益通報をしたことを理由として市以外の事業者から不利益な取扱いを受けたと認めるときは、当該事業者に対し、法の規定を遵守するよう求めるものとする。

(外部労働者等からの公益通報)

第10条 外部労働者等は、通報対象事実が生じ、又はまさに生じようとしていると信ずるに足りる相当の理由がある場合は、当該通報対象事実について処分又は勧告等をする権限を有する市の機関(議会を除く。以下同じ。)に対し、法第3条第2号に定める公益通報をすることができる。

- 2 前項に規定する公益通報(以下「外部公益通報」という。)は、原則として次に掲げる事項を記載した書面等を、通報対象事実についての処分又は勧告等に係る事務を担当する課(課に相当する組織を含む。以下「主管課」という。)の長(以下「主管課長」という。)に提出してしなければならない。ただし、主管課長が明らかでないときは、総務課長に提出することができる。

- (1) 外部公益通報をする者の氏名、住所及び電話番号

- (2) 通報対象事実の内容

- (3) 通報対象事実が生じ、又はまさに生じようとしていると料する理由

- (4) 通報対象事実について法令に基づく措置その他適当な措置がとられるべきと料する理由

- 3 前項ただし書の規定により外部公益通報に係る書面が総務課長に対して提出されたときは、総務課長は、第12条に規定する場合を除き、直ちにその提出を受けた書面を主管課長に送付しなければならない。

(調査等)

第11条 外部公益通報に係る通報対象事実について処分又は勧告等をする権限を有する市の機関(以下「権限機関」という。)は、外部公益通報があった場合においては、当該外部公益通報において通報対象事実とされた事実が通報対象事実該当しないと認めるときを除き、当該外部公益通報に係る事実についての調査を行わなければならない。

- 2 権限機関は、外部公益通報に係る事実についての調査を行う場合はその旨を外部公益通報調査実施通知書(様式第5号)により、調査を行わない場合はその旨及びその理由を外部公益通報調査不実施通知書(様式第6号)により、当該外部公益通報のあった日の翌日から起算して20日以内に、当該外部公益通報をした者(以下「外部公益通報者」という。)に通知しなければならない。

- 3 外部公益通報に係る事実についての調査は、主管課が担当する。

(教示)

第12条 外部公益通報に係る第10条第2項の書面等の提出を受けた主管課長又は総務課長は、外部公益通報が誤ってされた場合で、当該外部公益通報に係る通報対象事実について市の機関が処分又は勧告等をする権限を有しないときは、当該外部公益通報者に対し、当該外部公益通報に係る通報対象事実について処分又は勧告等をする権限を有する行政機関を教示しなければならない。

(通知)

第13条 権限機関は、外部公益通報に係る事実についての調査が終了したときは、速やかに、その結果を外部公益通報調査結果通知書(様式第7号)により外部公益通報者に通知しなければならない。

(権限機関による措置等)

第14条 権限機関は、外部公益通報に係る事実についての調査の結果により通報対象事実があると認めるときは、法令に基づく措置その他適当な措置を講じなければならない。

2 権限機関は、前項の措置を講じたときは、遅滞なく、その内容を外部公益通報措置実施通知書(様式第8号)により外部公益通報者に通知しなければならない。

(秘密の保持)

第15条 公益通報の事務に携わる市職員は、当該事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(公表)

第16条 市長は、公益通報の件数及び主な内容(公益通報者に関する情報を除く。)について、毎年度公表するものとする。

(その他)

第17条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

この規則は、令和4年6月1日から施行する。

第 年 月 日  
号

様

下田市長

印

## 内部公益通報調査実施通知書

あなたからの内部公益通報については、下記のとおり調査を実施することとしたので、下田市公益通報に関する規則第5条第2項の規定により通知します。

## 記

通 報 の 内 容	
調 査 開 始 予 定 年 月 日	年 月 日
担 当 部 署 名	担当者 電 話
備 考	

第 年 月 日  
号

様

下田市長

印

内部公益通報調査不実施通知書

あなたからの内部公益通報については、下記のとおり調査を実施しないこととしたので、  
下田市公益通報に関する規則第5条第2項の規定により通知します。

記

通 報 の 内 容	
調 査 を 実 施 し ない 理 由	
担 当 部 署 名	担当者 電 話
備 考	

第 年 月 日  
号

様

下田市長

印

内部公益通報調査結果通知書

下田市公益通報に関する規則第7条第2項の規定により、下記のとおり調査の結果を通知します。

記

通 報 の 内 容	
調 査 の 内 容	
調 査 の 結 果	
担 当 部 署 名	担当者 電 話
備 考	

第 年 月 日

様

下田市長

印

## 内部公益通報措置実施通知書

あなたからの内部公益通報については、通報対象事実があると〔認められ〕、下記のとおり〔措置を講じた〕  
〔措置が講じられた〕ので、下田市公益通報に関する規則第8条第5項の規定により通知します。

## 記

通報対象事実 の 内 容	
措 置 の 内 容	
担 当 部 署 名	担当者 電 話
備 考	

第 年 月 日  
号

様

(権限機関)  
印

外部公益通報調査実施通知書

あなたからの外部公益通報については、下記のとおり調査を実施することとしたので、  
下田市公益通報に関する規則第11条第2項の規定により通知します。

記

通 報 の 内 容	
担 当 部 署 名	担当者 電 話
備 考	

第 年 月 日

様

(権限機関)  
印

## 外部公益通報調査不実施通知書

あなたからの外部公益通報については、下記のとおり調査を実施しないこととしたので、下田市公益通報に関する規則第11条第2項の規定により通知します。

## 記

通 報 の 内 容	
調 査 を 実 施 し ない 理 由	
担 当 部 署 名	担当者 電 話
備 考	

第 年 月 日  
号

様

(権限機関)  
印

外部公益通報調査結果通知書

下田市公益通報に関する規則第13条の規定により、下記のとおり調査の結果を通知します。

記

通 報 の 内 容	
調 査 の 内 容	
調 査 の 結 果	
担 当 部 署 名	担当者 電 話
備 考	

第 年 月 日

様

(権限機関)  
印

## 外部公益通報措置実施通知書

あなたからの外部公益通報については、通報対象事実があると認め、下記のとおり措置を講じたので、下田市公益通報に関する規則第14条第2項の規定により通知します。

## 記

通報対象事実 の 内 容	
措置の内容	
担当部署名	担当者 電 話
備 考	